

指定通院医療機関

1 基本的な枠組み

- 指定通院医療機関の収入は、全額国庫負担の経常的な診療収入によるものとする。
- 通院決定に係る精神障害の特性から見て密接不可分なもの以外については、医療保険等の給付対象となる。

2 経常的な診療収入

- 基本的には、法律第83条第1項に基づき健康保険の例によるものとする。
- なお、今後確定するべき通院処遇ガイドラインの内容等に応じて、法律第83条第1項第2項に基づき特別な定めを行う必要の有無について検討予定。